

☆閉庁日・時間外に戸籍の届出をされる方へ☆

閉庁日や夜間等時間外に提出される戸籍の届書は、その場では「お預かり」のみとなります。

その場で内容の確認や戸籍に関するご相談はできません。

提出された届書は、開庁日に戸籍担当職員が確認いたします。

■届書に不備がない場合

届書をお預かりした日を受付日として受理し、戸籍に記載します。

※内容に問題がなければ、役場からご連絡することはありません。

■届書に不備があった場合

受理できない不備があるときは、お電話でご連絡します。

届出人または使者の方にご来庁いただき、その場で訂正できる場合は、お預かりした日を受付日として受理します。

ただし、 ・ご連絡がつかない場合

・ご来庁いただけない場合

・その場で補正できない不備がある場合 は、届書を返却します。

なお、返却後に訂正して再提出された場合は、再提出した日が受付日（戸籍に記載される届出年月日）となります。

吉野町役場 町民税務課 戸籍住民担当

電話 0746-32-3081

◎本人確認に関する通知について◎

時間外に次の届出（婚姻・協議離婚・養子縁組・協議離縁）をされた場合

受理後、ご本人あてに「届出を受理したこと」を郵送でお知らせします。

これは、本人になりすました届出を防ぐための制度です。ご本人が提出された届出であれば、特に手続きは必要ありません。通知内容に心当たりがない場合は、上記までご連絡ください。

*氏名が変わる届出の場合は、変更前の氏名で通知をお送りします。